公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６２４号
北九州市小倉南区徳力４丁目13番１号
債務者　岡本シズヱ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９６７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番９―413号、従前の住所神戸市灘区篠原南町５丁目４番11号　ウイゴしのはら201
債務者　西井　貞夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３号
徳島県徳島市南島田町４丁目40番地の５
債務者　林　　健
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４８号
大阪府岸和田市藤井町１丁目15番５―305号
債務者　出口　雅也
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
大阪府泉大津市東助松町３丁目６番２―204号
債務者　橋口電気こと　橋口　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７７号
大阪府岸和田市港緑町５番１―801号
債務者　津野　知義
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７７号
兵庫県芦屋市大東町11番17―506号
債務者　武市　朋樹
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２５５号
埼玉県新座市畑中１丁目11番24号
債務者　二反田　亮
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
兵庫県芦屋市春日町22番６号
債務者　庄司　良江（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１７号
青森県むつ市大平町23番11号
債務者　蝦名　礼子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　真実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６６号
京都市北区紫竹下竹殿町26番地
債務者　岸中佐智子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
愛媛県八幡浜市保内町須川2524番地３
債務者　徳井　将博
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１２３０号
さいたま市大宮区三橋１丁目610番地１　洋伸大宮マンション203
債務者　小宮山　廣
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３１号
さいたま市大宮区三橋１丁目610番地１　洋伸大宮マンション203
債務者　小宮山純子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６４号
埼玉県川口市領家１丁目19番５号　ハイム鳳Ｃ―202号
債務者　丹野徳治郎
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４１号
埼玉県北本市山中１丁目206番地　ぐりーんハイツ202
債務者　佐川　　敬
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　享子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係